

○精華町都市計画審議会条例

昭和45年2月28日

条例第4号

改正 平成12年3月22日条例第3号

平成18年6月28日条例第32号

令和4年3月29日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、精華町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 精華町議会の議員
- (3) 関係行政機関又は京都府の職員
- (4) 精華町の住民

3 前項第1号、第3号及び第4号につき任命される委員の任期は2年とし、前項第2号につき任命される委員の任期はその職の任期に従う。ただし、前項第1号、第3号及び第4号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理

する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、事業部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に、現に精華町都市計画審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則 (平成18年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年条例第9号)

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

○精華町都市計画審議会条例施行規則

平成18年5月10日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町都市計画審議会条例（昭和45年条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、精華町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第5条第1項の規定に基づき審議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、会議の10日前までに会議の日時、場所及び議案を委員に文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）第7条各号若しくは精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号）第17条各号の規定に該当する情報について審議する場合、この会議は公開しないことができる。

2 会議の予定は、あらかじめ公表するとともに、会場に傍聴席を設置するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき又は会議の内容が前項ただし書に該当した場合は、この限りでない。

3 会議の傍聴者の定員は、原則10名とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の30分前までに所定の場所において自己の住所、氏名及び年齢を所定の用紙に記入しなければならない。

5 前項の規定において、傍聴しようとする者が定員を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定するものとする。ただし、会議の開催予定時刻30分前において定員に達していない場合には、会議の開催予定時刻まで先着順により受け付けるものとする。

6 会長は、次に掲げる者については、会場への入場を制限するもの

とする。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯している者
- (3) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (5) 前各号のほか会長において傍聴を不相当と認める者

7 傍聴者は、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 飲食、喫煙をしないこと。
- (6) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

8 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

9 会長は、この規則に違反した傍聴者に対し、退場させることができるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り会長が決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。